

# ○函館市水道事業給水条例

昭和34年3月12日

条例第3号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 給水装置の工事および費用（第6条～第14条）
- 第3章 給水（第15条～第26条）
- 第4章 料金および手数料（第27条～第35条）
- 第5章 管理（第36条～第41条）
- 第6章 貯水槽水道（第42条・第43条）
- 第7章 補則（第44条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市の水道事業の給水についての料金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

#### （分水）

第2条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、公益上特に必要があると認めたときは、他の市町村に対し分水することができる。

#### （給水装置の定義）

第3条 この条例で「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

#### （給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸または1箇所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもので、管理者が封かんしたもの

#### （同居人等の行為に対する責任）

第5条 水道の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

## 第2章 給水装置の工事および費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置の新設, 改造, 修繕 (水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))

第16条の2 第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) または撤去をしようとする者は, あらかじめ管理者に申し込み, その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設, 改造, 修繕または撤去に要する費用は, 当該給水装置の新設, 改造, 修繕または撤去をする者の負担とする。ただし, 管理者が特に必要があると認めるものについては, 市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置の新設, 改造, 修繕または撤去の工事は, 管理者または管理者が法第16条の2 第1項の規定による指定 (法第25条の3の2 第1項の指定の更新を含む。) をした者 (以下「指定給水装置工事事業者」という。) が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が前項の工事 (修繕に係る工事を除く。) を施行する場合は, あらかじめ管理者の設計審査を受け, かつ, 工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は, 第1項の工事を施行する場合において必要と認めるときは, 当該工事の申込みをした者に当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管および給水用具の指定等)

第8条の2 管理者は, 災害等による給水装置の損傷を防止するとともに, 給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようするため必要があると認めるときは, 配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用する給水管および給水用具について, その構造および材質を指定することができる。

2 管理者は, 指定給水装置工事事業者に対し, 配水管への給水管の取付工事および配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法, 工期その他の工事上の条件について指示することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の額は, 次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 経費

#### (4) 設計費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、同項の工事費の額に管理者が別に定める額を加算する。
- 3 前2項に規定する費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### (工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、工事費の概算額のうち設計費の一部を申込みと同時に納入りし、工事費の概算額の残額を工事施行前の指定の期限内に納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体およびこれらに準ずるものならびに管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。ただし、工事の申込みを取り消し、または工事を中止したときは、管理者の定めるところにより清算する。
- 3 第1項本文に規定する工事費の概算額の残額を指定の期限内に納入しないときは、申込者において工事の申込みを取り消したものとみなす。

#### (工事費の分納)

第11条 工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

#### (給水装置所有権の移転の時期等)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで管理者が当該給水装置の所有権を留保し、その間給水装置の管理は、工事申込者の責任とする。

#### (工事費の未納のときの措置)

第13条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定の期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により給水装置を撤去したときは、その給水装置を処分して、未納の工事費、撤去に要した費用及びその他の経費に充当し、なお、過不足があるときは、還付又は追徴する。

#### (給水装置変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。

### 第3章 給水

#### (給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責を負わない。

(給水の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第17条 給水装置の所有者が、市の区域（市の区域以外の給水区域を含む。以下この条において同じ。）内に居住しないとき、または管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市の区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
  - (2) その他管理者が必要と認める者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 給水装置には、管理者が水道メーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(水道メーターの貸与)

第20条 水道メーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に所有させることがある。

- 2 水道メーターの貸与を受けた者は、善良な注意をもつて、管理しなければならない。
- 3 前項の規定による管理義務を怠つたために、水道メーターを亡失又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(届出の義務)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 水道の使用を中止するとき。
- (3) 中止している水道の使用を再開するとき。
- (4) 用途を変更するとき。
- (5) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名または住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置所有者に変更があつたとき。
- (3) 管理人または代理人に変更があつたとき。
- (4) 消防用として水道を使用したとき。

## 第22条 削除

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防または消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。  
(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、市がこれを負担することがある。  
3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第25条 水道使用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 給水装置を管理者が別に定めるもののほか、器物又は施設と連絡して使用すること。
- (2) 水道メーターの設置場所に、検針、検査及び修繕の支障となる建築物、工作物又は物件を設置すること。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

## 第4章 料金および手数料

### (料金)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

第28条 料金の額は、水道メーターの口径および用途別の使用水量に応じ、次の表に掲げる基本料金の額および水量料金に基づき算定した額の合計額とする。

| 給水<br>装置<br>の種<br>類 | 基本料金（1月につ<br>き） |         | 水量料金（1月につき）  |   |   |   |                                |                                | 備考   |
|---------------------|-----------------|---------|--|---|---|---|--------------------------------|--------------------------------|--|
|                     |                 |         | 家庭用  |   |   |   | 公衆浴<br>場用                      | 一般用                            |  |
|                     |                 |         | 使用水<br>量10立<br>方メー<br>トルま<br>での分<br>立ての<br>分1立方<br>メート<br>ルにつ<br>き | 使用水<br>量10立<br>方メー<br>トルを<br>超え20<br>立方メ<br>ートル<br>までの<br>立方メ<br>ートル<br>につき | 使用水<br>量20立<br>方メー<br>トルを<br>超え30<br>立方メ<br>ートル<br>までの<br>立方メ<br>ートル<br>につき | 使用水<br>量30立<br>方メー<br>トルを<br>超える<br>立方メ<br>ートル<br>につき | 使用水<br>量1立<br>方メー<br>トルに<br>つき | 使用水<br>量1立方<br>メート<br>ルにつ<br>き |  |
| 専用                  | ミリメ<br>ートル      |         |  |   |   |   |                                |                                | 1 家庭用<br>は、一般<br>の家庭の<br>生活の用<br>に水道を<br>使用する<br>ものに適<br>用する。<br>ただし、1<br>個の水道<br>メーター |
|                     | 口径13            | 781円    | 無料<br>117円<br>70銭<br>90銭<br>60銭<br>90銭<br>60銭<br>75円<br>160円       | 117円  | 152円  | 160円  | 75円                            | 160円                           |  |
|                     | 口径20            | 1,221円  |  | 70銭   | 90銭   | 60銭   | 90銭                            | 60銭                            |  |
|                     | 口径25            | 1,859円  |  |   |   |   |                                |                                |  |
|                     | 口径40            | 4,158円  |  |   |   |   |                                |                                |  |
|                     | 口径50            | 10,395円 |  |   |   |   |                                |                                |  |
|                     | 口径75            | 20,790円 |  |   |   |   |                                |                                |  |
|                     | 口径<br>100       | 41,580円 |  |   |   |   |                                |                                |  |
|                     | 口径              | 83,160円 |  |   |   |   |                                |                                |  |

|     |          |  |  |  |  |   |
|-----|----------|--|--|--|--|---|
| 125 |          |  |  |  |  | により家<br>庭用以外<br>の用途と<br>併用する<br>ものにつ<br>いては、<br>使用水量<br>30立方メ<br>ートルま<br>での分を<br>家庭用と<br>みなす。 |
| 口径  | 124,740円 |  |  |  |  |   |
| 150 |          |  |  |  |  |   |
| 口径  | 207,900円 |  |  |  |  |   |
| 200 |          |  |  |  |  |   |
| 口径  | 291,060円 |  |  |  |  |   |
| 250 |          |  |  |  |  |   |
| 口径  | 415,800円 |  |  |  |  |   |
| 300 |          |  |  |  |  |   |

律第68号)の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある公衆浴場として市長が別に定める施設の面積等の基準を満たす公衆浴場であつて管

理規程で定めるものに限る。)の用に水道を使用するものに適用する。

3 一般用は、家庭用および公衆浴場用以外の用途に水

|  |  |  |  |  |  |  |                |
|--|--|--|--|--|--|--|----------------|
|  |  |  |  |  |  |  | 道を使用するものに適用する。 |
|--|--|--|--|--|--|--|----------------|

2 料金を算定する場合における1月とは、料金の徴収上管理者が区分して定めるおおむね1月の期間をいうものとする。

(使用水量の計量等)

第29条 使用水量は、管理者が定める隔月の期間ごとに水道メーターにより計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、管理者が定める毎月の期間ごとに計量することができる。

2 前項の場合において、同項に規定する計量の期間の中途において、水道の使用をやめ、もしくは中止し、または水道メーターの口径もしくは用途を変更したときは、その都度使用水量を計量する。

3 第1項本文の規定により計量した場合（前項の規定の適用がある場合を含む。）において、2月分の使用水量が生じたときは、その使用水量を各月分の使用水量が均等となるよう分割するものとし、各月分に分割した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、全て当該2月分のうち前の月分の使用水量として合算するものとする。

(基本料金の特例)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、やめ、もしくは中止し、または中止しているその使用を再開した場合における当該月の基本料金の額は、第28条第1項の表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）とする。

2 月の中途において水道メーターの口径を変更した場合における当該月の基本料金の額は、変更前の口径に応じた第28条第1項の表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更前の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）および変更後の口径に応じた同表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更後の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）の合計額とする。

(水量料金の特例)

第30条の2 月の中途において、水道の使用を開始し、やめ、もしくは中止し、または中止しているその使用を再開した場合における当該月の第28条第1項の表に掲げる水量料

金に基づき算定した額は、その1月末満の期間の使用水量を1月当たりの使用水量とみなして同表の規定に基づき算定した額とする。

2 月の中途において水道メーターの口径または用途を変更した場合における当該月の第28条第1項の表に掲げる水量料金に基づき算定した額は、その変更による変更前の1月末満の期間については当該期間の使用水量を1月当たりの使用水量とみなして変更前の口径または用途別の使用水量に応じて同表の規定に基づき算定した額とし、その変更による変更後の1月末満の期間については当該期間の使用水量を1月当たりの使用水量とみなして変更後の口径または用途別の使用水量に応じて同表の規定に基づき算定した額とする。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 水道メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するとき。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

(一時的使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書による納入、口座振替または集金の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第34条 第8条第1項の規定による指定を受けようとする者は、10,000円（指定の更新の場合にあつては、8,000円）の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。

2 第8条第2項の設計審査および工事検査を受けようとする者は、次の表に定める手数料を添えて管理者に申請しなければならない。この場合において、当該設計審査および工事検査に係る工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為に関するものであるときの手数料については、給水管の最大口径、工事延長等に応じ、管理者が別に定める。

| 工事の種別 | 設計審査手数料 | 工事検査手数料（水） |
|-------|---------|------------|
|-------|---------|------------|

|   |                              | (申請1件につき) | 道メーター1個につき) |
|---|------------------------------|-----------|-------------|
| 新設工事<br>大口径(工事<br>検査手数料<br>にあつては、<br>水道メータ<br>ーの口径) | 給水管の最<br>25ミリメートルまでのもの       | 3,900円    | 6,000円      |
|   | 25ミリメートルを超えるもの<br>リメートルまでのもの | 5,800円    | 8,200円      |
|   | 50ミリメートルを超えるも<br>の           | 8,300円    | 10,400円     |
|   | 改造または撤去の工事                   | 2,000円    | 4,100円      |

3 第37条第2項ただし書に規定する検査に係る手数料については、給水管の最大口径等に応じ、管理者が別に定める。

(料金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金および手数料を軽減または免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施工した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条、第24条第2項または第28条の規定による工事費、修繕費または料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第29条または第36条の規定による給水量の計量もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれある器物または施設を連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。  
(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、水道の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。  
(過料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条、第29条、第36条または第38条の規定による水道メーカーの設置、給水量の計量、給水装置の検査もしくは給水の停止を拒み、または妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- (4) 第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火栓を消防または消防の演習以外に使用した者  
(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、

助言および勧告を行うものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(函館市水道使用条例の廃止)

- 2 函館市水道使用条例（昭和12年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(処分及び手続に関する経過措置)

- 3 この条例施行前に、旧条例の規定によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

(4町村編入に伴う経過措置)

- 4 戸井町、恵山町、樺法華村および南茅部町の編入の日（以下「編入日」という。）前に廃止前の戸井町給水条例（平成9年戸井町条例第25号）、恵山町簡易水道事業給水条例（平成10年恵山町条例第19号）、樺法華村簡易水道事業給水条例（平成9年樺法華村条例第26号）または南茅部町水道事業給水条例（平成10年南茅部町条例第19号）（以下これらを「廃止前の条例」という。）の規定により申込みのあつた給水装置の工事に係る工事費および手数料ならびに計量した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

- 5 編入日前に廃止前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 6 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和34年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年1月分から適用する。

附 則（昭和36年10月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年11月分から適用する。

附 則（昭和39年6月30日条例第17号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

（昭和40年水道局規程第7号で、昭和40年4月1日から施行）

附 則（昭和40年6月30日条例第12号）

この条例の施行期日は、管理規程で定める。

附 則（昭和41年11月28日条例第28号）

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日条例第51号）抄

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和43年5月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、第28条の改正規定は、昭和43年5月分から適用する。

附 則（昭和46年11月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年7月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、簡易水道事業の廃止に伴う改正規定の施行期日は、規則で定める。

（ただし書に規定する改正規定は、昭和47年規則第46号で、昭和47年10月30日から施行）

附 則（昭和48年12月1日条例第88号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（概算料金の清算）

2 この条例による改正前の条例第32条第1項本文の規定に基づいて前納された概算料金は、昭和48年12月1日以後、料金に充当し、または還付して清算する。

（料金等に関する経過措置）

3 昭和48年12月1日前において旧亀田市水道事業給水条例（昭和39年3月20日亀田市条例第13号。次項において「亀田市給水条例」という。）の規定に基づいて徴収すべき工事費、料金および手数料については、なお従前の例による。

(処分および手続に関する経過措置)

4 昭和48年12月1日前に、亀田市給水条例の規定に基づいてなされた承認、指定、認定その他の処分または請求、届出その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされた処分または手続とみなす。

附 則（昭和50年8月30日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和50年9月1日から施行し、水道料金および使用料に関する改正規定は、昭和50年10月分から適用する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年3月31日条例第16号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、昭和56年4月分として徴収する水道料金から適用し、昭和56年3月までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年12月20日条例第45号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、平成2年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月24日条例第19号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条の規定は、平成4年5月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成4年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月22日条例第56号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第28条の規定は、平成6年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月22日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第18号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第28条および第30条第1項の規定は、平成9年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月18日条例第69号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第34条第2項の規定は、平成10年4月1日以後の申請に係る設計審査または工事検査の手数料について適用し、同日前の申請に係る設計審査または工事検査の手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第9号）抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第70号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号、第21条第1項第3号、第23条、第37条第1項および第40条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月17日条例第130号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第56号）

- 1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。

2 改正後の函館市水道事業給水条例の規定は、平成22年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年3月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月26日条例第35号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第75号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

3 改正後の第28条の規定は、平成26年6月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年5月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月12日条例第67号）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第28条から第30条の2までの規定は、平成29年5月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年4月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月6日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

3 改正後の第28条第1項の規定は、平成31年12月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年11月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月8日条例第15号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月12日条例第24号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日条例第42号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和3年規則第30号で、令和3年4月1日から施行)